

第5章 計画が対象とする事態

市国民保護計画では、基本指針において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

(1)武力攻撃事態

- ①着上陸侵攻
- ②ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ③弾道ミサイル攻撃
- ④航空攻撃

(2)緊急対処事態

- ①危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃
- ②多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃
- ③多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃
- ④破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等